

素敵に

中央区分譲マンション管理情報誌 第48号

マンションライフ

特集 **改正**

個人情報保護法と マンション管理組合



個人情報取扱事業者

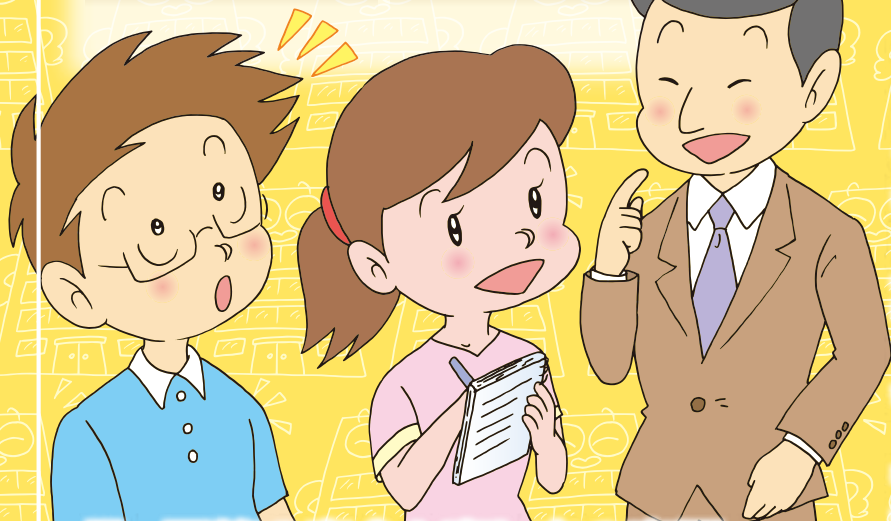
〇〇マンション管理組合

平成29年度—第2回

中央区分譲マンション管理セミナー



最もポピュラーな
給水設備の
グレードアップは…



- 1 配管の寿命と直し方の変遷
- 2 共用配管と専有配管の
一体改修について
- 3 給排水設備のグレードアップ
改修事例

日時 平成29年**8月26日(土)** 午後1時30分～3時30分
セミナー終了後に中央区分譲マンション管理組合交流会員
との座談会を行います。

会場 中央区役所 8階 大会議室
講師 一級建築士・設備設計一級建築士・マンション管理士 柳下雅孝

対象 区内の分譲マンションにお住まいの
区分所有者および管理組合の役員

定員 100名(先着順)

費用 無料

申込期間 8月15日(火)から8月25日(金)午後5時まで

申込方法 電話またはファクス

(①マンション名 ②所在地 ③氏名 ④電話番号を記入)

電話は平日の午前8時30分から午後5時まで、

ファクスは8月25日の午後5時までにお申し込みください。

申込(問合せ)先

〒104-0061 中央区銀座1-25-3 京橋プラザ2階

一般財団法人 中央区都市整備公社

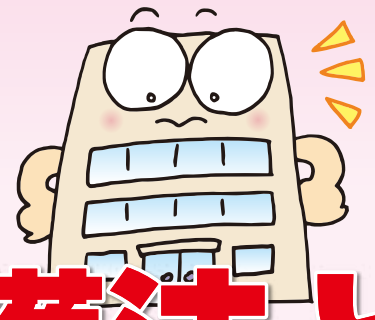
TEL 3561-5191 FAX 3561-5192



高経年マンションにおける 給排水設備の改修方法

特集

改正

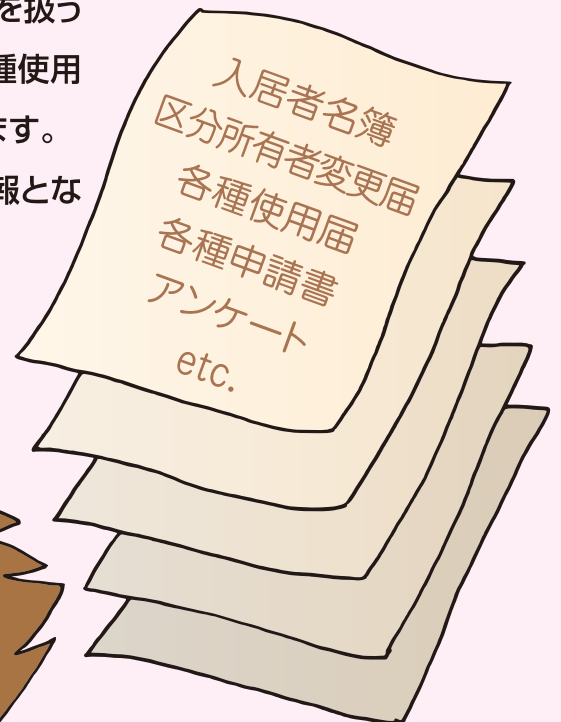


個人情報保護法と マンション管理組合

平成29年5月30日に改正個人情報保護法が全面施行され、マンション管理組合も「中小規模事業者」として「個人情報取扱事業者」となり、個人情報保護法の適用対象となりました。今回は、同法を所管する個人情報保護委員会が公表している「注意事項」を参考に、管理組合が個人情報についてどのように対応すべきか、確認していきましょう。

1 管理組合で扱う個人情報

管理組合によって名称は異なりますが、管理組合で個人情報を扱う書類には、組合員名簿、入居者名簿、区分所有者変更届や各種使用届、リフォームやペット飼育等の申請書、アンケート等があります。なお、本人が判別できる防犯カメラの映像情報等も個人情報となりますので注意が必要です。



防犯カメラの映像情報



2 個人情報を集める・保管するときのルール

①個人情報を集める前

管理組合として、取得する個人情報の利用目的をあらかじめ特定する必要があります。例えば「区分所有者変更届については、総会招集の通知等管理規約や各種細則で定められた業務に利用する。」「管理会社に管理委託契約で定めた業務を履行させるために利用する。」などと利用目的を特定します。

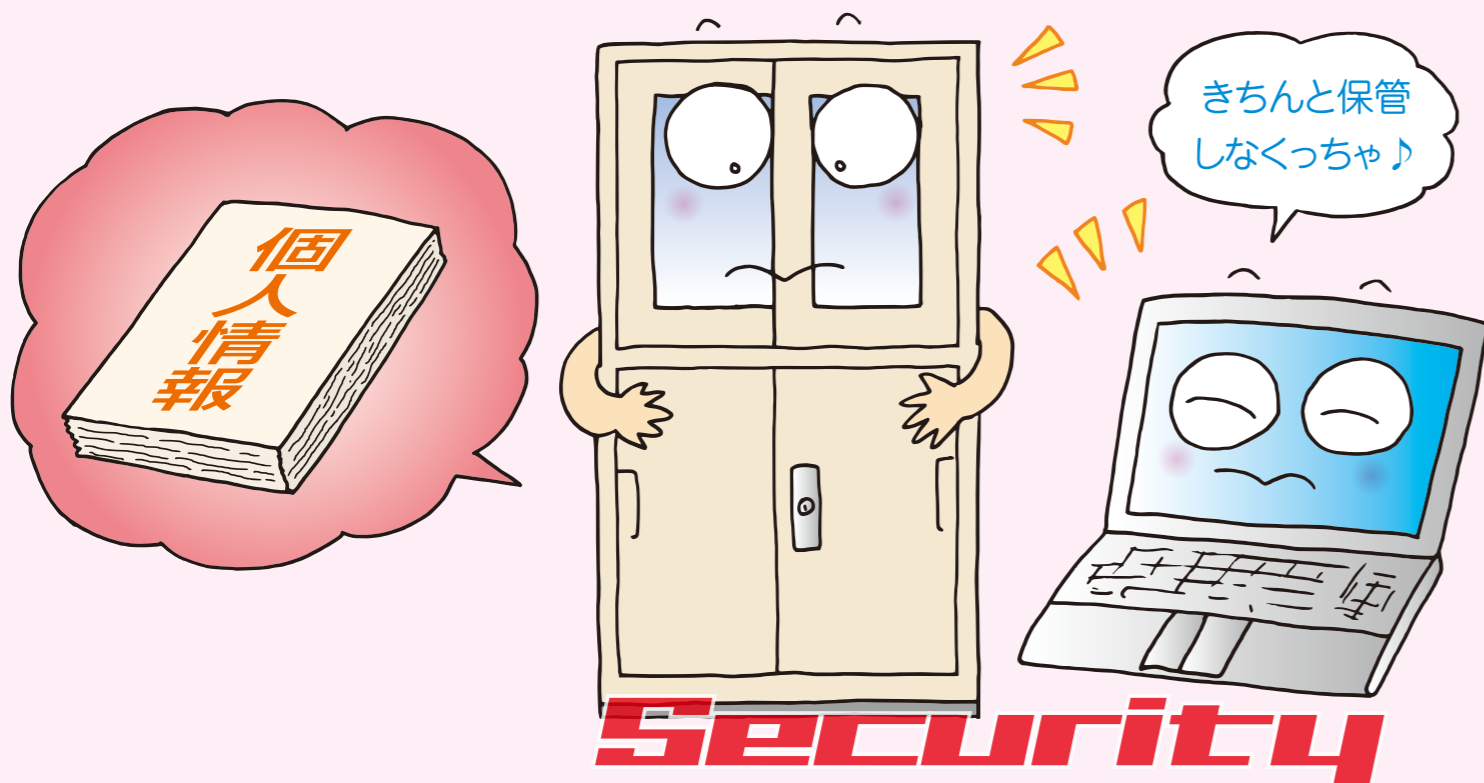
②本人から個人情報を集めるとき

本人から書面で個人情報を取得する場合には、本人に対して利用目的を明示する必要があります。具体的には、個人情報を取得する際に使用する書面に利用目的を明示することや、あらかじめ管理組合で利用目的を配布や掲示板等で公表しておくことが考えられます。

③個人情報を保管しているとき

保管している個人情報は適切な措置を講じなければなりません。盗難・紛失等のないよう鍵のかかるキャビネット等に保管することやパソコンで個人情報を管理している場合には、ウィルス対策ソフトの導入やパスワードを設定するなどの対応も必要です。

また、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を求められた際に適正に対応するため、問い合わせ先も利用目的と合わせて公表しておく必要があります。



3 個人情報を第三者に提供するときのルール

本人以外の第三者に個人情報を提供する場合は、原則として、あらかじめ対象となる本人の同意が必要です。ただし、利用目的を伝えたくて任意で提出された個人情報については、同意を得たこととなります。

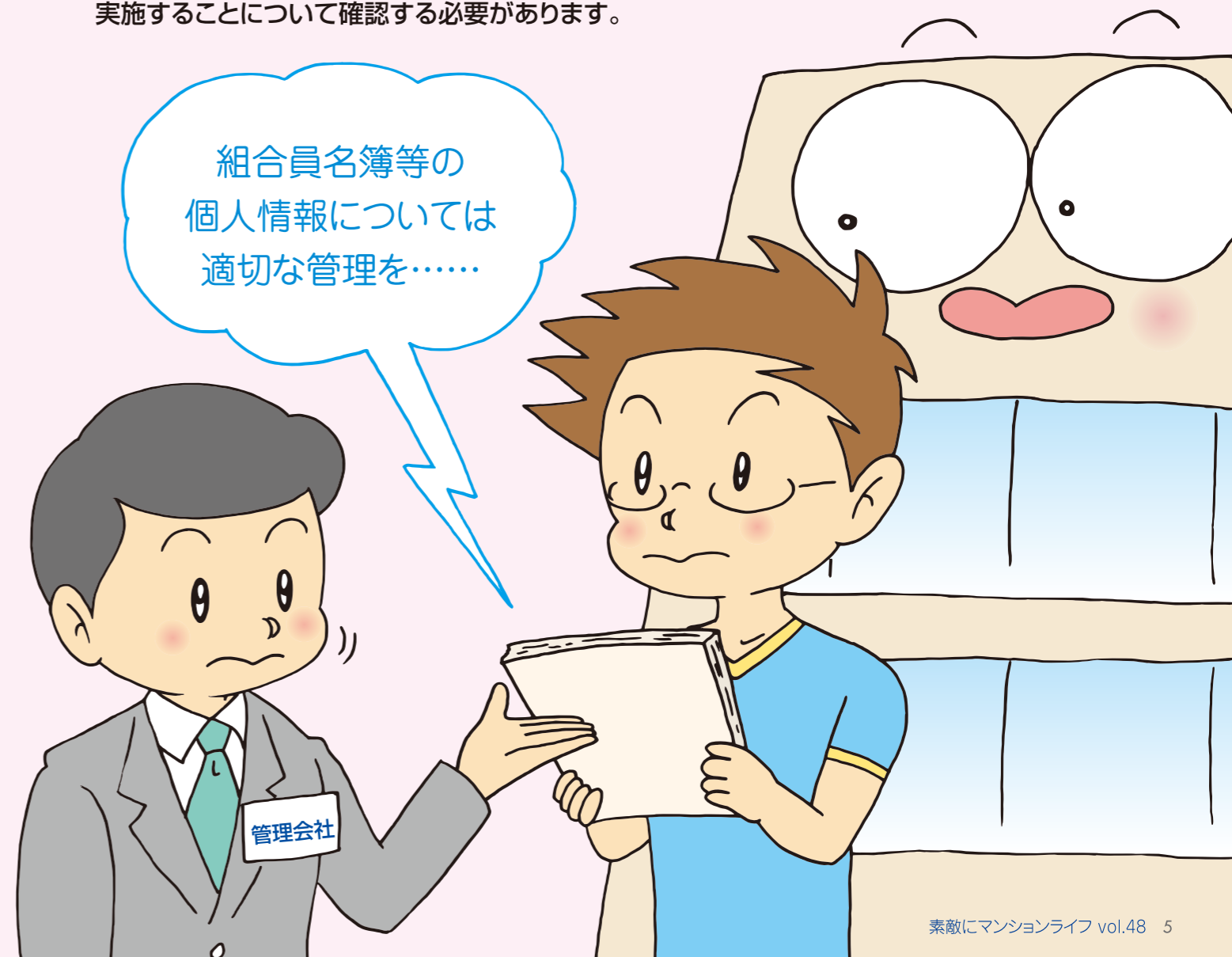
また、以下のような場合には同意を得なくても提供することができます。

①法令に基づく場合(警察からの照会等)

②人の生命、財産を守る場合(災害発生時の安否確認等)

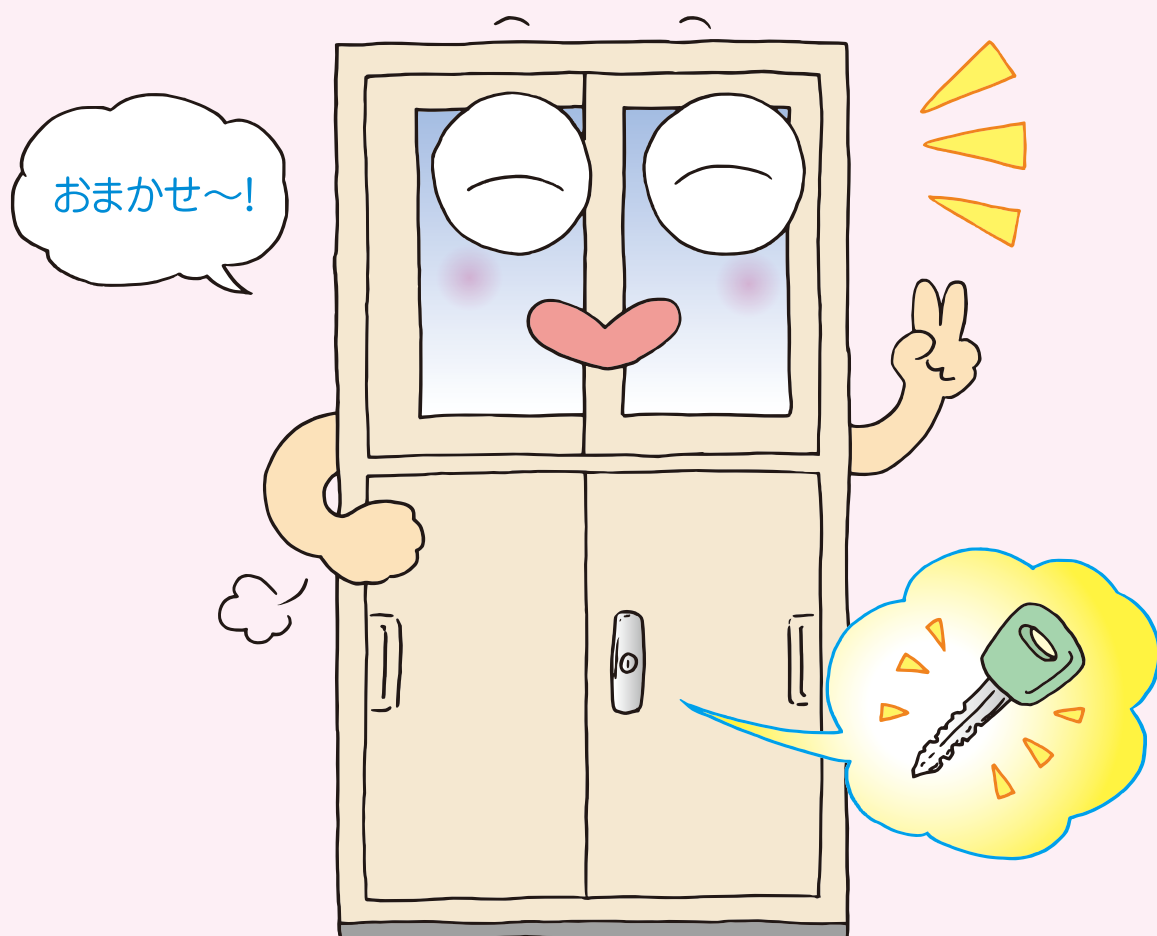
③委託先に提供する場合(管理会社等委託先に提供)

管理組合の個人情報(組合員名簿等)の提供先などを記録し、一定期間保管する必要があります。また、個人情報を管理会社等の委託先に提供する場合は、書面等で個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります。



4 既に集めた個人情報の取り扱いについて

管理組合で認識している「利用目的」の範囲内で取り扱うのであれば、特段何か行う必要はありませんが、盗難・紛失等のないよう、施錠等による適切な管理をしましょう。



さいごに—

最近個人情報の流出による事故や事件が多発しています。

管理組合としても、法令を遵守し適正に個人情報を取り扱い、事故や事件を防いでいかなければなりません。

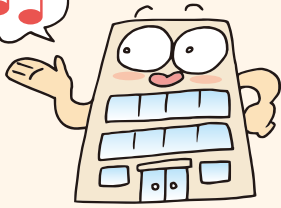
そのため、管理組合として、組合員全体にその「利用目的」「保管・管理の状況」「開示・訂正・利用停止の問い合わせ先」等個人情報の取り扱い内容を周知していきましょう。



特集記事監修：一般社団法人 東京都マンション管理士会 都心区支部

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-3-8神田Nビル5階 TEL 03-3453-3563

第42回分譲マンション管理組合交流会の活動報告



7月の交流会では、これまで区役所にて交流会(講演及び分科会)を実施した後、銀座キャピタルホテルで懇親会を開催してきました。今回は趣向を変え、7月30日(日)に



「リガーレ日本橋人形町」を会場とし「下町の銘菓とお茶(バイキング方式)」を楽しみながらの、懇親会を兼ねた交流会が開催されました。

内容としましては、「リガーレ日本橋人形町」の防災関連施設を見学後、マンション管理士も加わり、2班にわかれ、役員としての体験談や日ごろ抱えているマンションの維持管理に関する諸問題について、情報交換を行いました。(参加者34名)

なお、8月26日(土)開催の分譲マンション管理セミナー終了後、交流会が主催するセミナー参加者と交流会員との座談会を行いますので、是非ご参加ください。

中央区分譲マンション管理組合交流会への入会のご案内

平成29年度の
交流会開催予定



第43回交流会 平成29年 10月15日(日)

第44回交流会 平成30年 3月10日(土)
第15期定期総会

交流会とは? ● 中央区内に所在する分譲マンションの管理組合役員や区分所有者が、マンションの管理運営に関する情報を交換しあう場です。

参加資格は? ● 団体会員:分譲マンション管理組合代表者
● 個人会員:分譲マンションの区分所有者

活動は? ● 分譲マンションの日々の活動について、情報交換を行う交流活動を年3回行っています。同じ問題を抱える方々との意見交換や経験者のアドバイスは大変貴重です。ひとりで悩まずご相談ください。

費用は? ● 無料です。

いつでも入会できます。あなたも参加してみませんか? 見学もできます。

【申込(問合せ)先】 交流会事務局: 中央区都市整備公社 まちづくり支援第一課
TEL 03-3561-5191 FAX 03-3561-5192



エンジョイ♪マンションライフ! その40

お盆前の日曜日。マンション敷地内の青空の下、管理組合主催で「プチ子ども祭り」を開催しました。フランクフルトや焼きそば、かき氷を楽しんだ後、メインイベントは「流しそうめん」。子どもはもちろん初めて流しそうめんを体験した大人も沢山いて、大いに盛り上がったイベントになりました。役員ではないお母さんやお父さん等多くの大人達が快く協力してくれたおかげです。子ども達にとって、とてもいい思い出になったことでしょう。絵日記に書く子もいるかな? 役員一同、やってみて本当によかった。と感じました。



編集・発行

一般財団法人 中央区都市整備公社 まちづくり支援第一課

〒104-0061 中央区銀座1-25-3 京橋プラザ2階

TEL 03-3561-5191 FAX 03-3561-5192

e-mail zai.chuo.toshi.kosha@theia.ocn.ne.jp

URL <http://www.chuoku-toshiseibikosha.or.jp/> (中央区役所のホームページとリンクしています)

公社利用のご案内

●受付時間:平日の午前8時30分～午後5時 ●お休み:土・日曜日、休日、年末年始(12月29日～1月3日)